吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務に関する提案募集要項

令和4年5月16日 吹田市 児童部 子育て政策室

目 次

1	業	美務の基本情報	. 1
	(1)	業務名	. 1
	(2)	業務の概要、仕様等	. 1
	(3)	契約期間(予定)	. 1
	(4)	提案限度額	. 1
	(5)	支払い方法	. 1
	(6)	実施場所	. 1
	(7)	事業者選定方法	. 1
	(8)	発注者及び提案募集事務局	. 1
2	参	≽加資格	. 2
3	無	票効事由	. 3
4	失	-	. 3
5	掼	是案募集の手続き・日程	4
	(1)	提案募集関係書類の交付	4
	(2)	質問の受付及び回答	4
	(3)	参加表明、資格審査書類の提出	4
	(4)	参加資格の審査方法	. 5
	(5)	参加資格通知	. 5
	(6)	参加表明後の辞退	. 5
	(7)	提案書等の提出	6
	(8)	事前審査	6
	(9)	提出書類審査	
	(10)	プレゼンテーション及びヒアリング	. 7
	(11)	事業者選定及び発表の方法	8
	(12)	その他	9
6	掼	是出書類	10
	(1)	提出書類一覧	10
	(2)	業務従事者調書について	10
	(3)	類似業務実績調書について	10
	(4)	提案書類作成について	10
	(5)	見積書作成について1	11
7	掼	是案審査に関する事項1	12
	(1)	提案の審査機関1	12
	(2)	提案の審査方法1	
	(3)	契約候補者との契約が不可能となった場合の措置	12
	(4)	その他	12
8	犎	2約	12

1 業務の基本情報

(1) 業務名

吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務(以下「本業務」 という。)

(2) 業務の概要、仕様等

別紙1「吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務に関する調達仕様書」のとおり。

詳細は、受託事業者と協議のうえ決定する。

(3) 契約期間(予定)

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 提案限度額

27,974,100円(消費税及び地方消費税を含む)

※年度内訳

令和4年度 16,188,480円(消費税及び地方消費税を含む) 令和5年度 11,785,620円(消費税及び地方消費税を含む) ※各年度の見積金額がそれぞれの上限金額を超える場合は失格とする。

(5) 支払い方法

業務委託料の支払時期については各年度末に成果物の検収を行い、別途契約書に定める支払い方法のとおり支払うこととする。詳細は契約締結の際に本市と本業務の実施に最も適した事業者(以下「契約候補者」という。)とで協議のうえ決定する。

(6) 実施場所

吹田市役所本庁舎(〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40)及びその他本市が指定する場所(指定する場所については、受託事業者と協議のうえ決定する。)

(7) 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

提案書、見積金額、プレゼンテーション・ヒアリングを審査し、評価を行う。

(8) 発注者及び提案募集事務局

ア発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 提案募集事務局

吹田市児童部子育て政策室 業務改善担当

電話番号 06-6105-8016

2 参加資格

- (1) 本業務の提案公募(以下「本プロポーザル」という。)に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす、単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の提案者又は提案者の構成員は、本プロポーザルにおいて他の提案者の構成員になることはできない。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当 しない者
 - イ 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ウ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年1 1月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者、また同要領別表に 掲げる措置要件にも該当しない者
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第22 5号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること
 - オ ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得している者
 - カ 公示日の前日から過去5年間の間に、官公庁(国、都道府県、人口概ね30万人以上の市又は特別区)と直接契約し、本業務に類する業務改善支援業務を完了した実績 を有する者
 - キ 以下の経験を有する者を本業務に従事させることができる者
 - (ア) プロジェクト責任者(1名設置)は、業務改善プロジェクトに携わった経験が3年以上あること
 - (4) プロジェクトリーダーは以下の条件のすべてを満たすこと
 - a 業務改善プロジェクトに携わった経験が5年以上ある
 - b 業務改善プロジェクトのリーダー及び同程度の役職として、マネジメントの経験が3年以上ある
 - c 官公庁の業務改善プロジェクトに携わった経験が1年以上ある
 - (ウ) プロジェクトメンバーとして、本業務に携わる1/2以上の者が以下の条件のすべてを満たすこと
 - a 業務改善プロジェクトに携わった経験が3年以上ある
 - b 業務改善プロジェクトの現状分析及び課題抽出業務に携わった経験がある
- (2) 企業連合体による参加の場合、前号アからオまでについてはすべての構成員が要件を満たすこと。前号カからキについては、1者以上の構成員が満たすこと。

(3) 契約候補者の決定までの間に、前2号の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

3 無効事由

提案者に次の行為があった場合は、その者の提案を無効とし、選定対象から除外する。

- (1) 契約候補者の決定時点において、2に掲げる資格のない者が提案したとき。契約締結 時点において、契約候補者が2に掲げる資格を喪失していた場合も同様とする。
- (2) 見積金額以外の費用が発生する提案を行ったとき。
- (3) 所定の日時及び場所に提案書類を提出していないとき。
- (4) 2つ以上の提案をしたとき。
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- (7) その他、本提案募集要項に示す提案に関する条件に違反したとき。

4 失格事由

提案者に次の行為があった場合は、失格(選定対象からの除外)とするとともに、別 途、入札に準じて指名停止の措置を講じる。

- (1) 吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務プロポーザル選定委員会(以下「プロポーザル選定委員会」という。)委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 提案募集の手続き・日程

(1) 提案募集関係書類の交付

ア 受付期間

令和4年5月23日(月)午前9時30分から令和4年6月10日(金)午後5時まで。

イ 交付機関

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

ウ 交付方法

ホームページ上に公開している資料をダウンロードすることにより交付するものと する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問方法

業務内容や提案書類作成等について質問がある場合は、資料2【提案募集関係提出書類一覧】のうち「質問書類」の項に記載の様式を用い、電子メールで提出することとする。質問を受領後、本市から受領確認のメールを返信する。

イ 質問受付期間

令和4年5月23日(月)午前9時30分から令和4年6月6日(月)午後5時まで。

ウ質問回答日及び回答方法

令和4年6月8日(水)午後5時までに吹田市子育て政策室のホームページ上に て回答を公表する。

(3) 参加表明、資格審査書類の提出

ア 提出書類及び提出方法

資料2【提案募集関係提出書類一覧】のうち「参加表明、資格審査書類」の項に 記載の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

イ 提出期間

令和4年5月27日(金)午前9時30分から令和4年6月10日(金)午後5時まで(土日祝日は除く)。なお、持参する場合は、市の執務時間中の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は、令和4年6月10日(金)必着とし、記録が残る方法で送付することとする。

ウ 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

(4) 参加資格の審査方法

提案募集事務局は、参加表明書を提出した者(以下「参加表明者」という。)について、参加表明、資格審査書類として提出を受けた、会社概要、プロジェクト体制図、業務従事者調書、類似業務実績調書、セキュリティ認証の写しに基づき審査する。

(5) 参加資格通知

ア 通知日及び通知方法

令和4年6月14日(火)午後5時までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。参加資格がないと認められた者については、その理由を付して通知する。

イ 参加資格を満たすことが確認できなかった者に対する措置

参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送するものとする。

(4) 提出期間

令和4年6月14日(火)午前9時30分から令和4年6月21日(火)午後5時まで(土日祝日は除く)。なお、持参する場合は、市の執務時間中の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。ただし、郵送の場合は令和4年6月21日(火)必着とし、記録が残る方法で送付すること。

(ウ) 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

(エ) 回答方法及び回答日

説明を求められた場合には、求めた者に対して令和4年6月23日(木)頃(発送日)に書面の郵送により回答する。

(6) 参加表明後の辞退

ア 提出書類及び提出方法

参加表明者は、辞退する場合には、速やかに資料2【提案募集関係提出書類一覧】の「辞退書類」の項に記載の書類を持参又は郵送により、提案募集事務局へ提出することとする。また辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

イ 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

(7) 提案書等の提出

ア 提出書類及び提出方法

資料2【提案募集関係提出書類一覧】のうち「提案書類」の項の提案書等の書類 を作成し、持参又は郵送により提出すること。

イ 提出期間

令和4年6月20日(月)午前9時30分から令和4年6月27日(月)午後5時まで(土日祝日は除く)。なお、持参する場合は、市の執務時間中の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。また、郵送の場合は、令和4年6月27日(月)必着とし、記録が残る方法で送付することとする。

ウ 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

工 留意事項

- (ア) 提出書類の差し替えは認めない。
- (4) 提出書類は非公開とする。
- (ウ) 提出書類は返却しない。

(8) 事前審査

提案者が多数(5者以上)あり、最優秀提案事業者の選定に著しい支障が生じると認められるときは、選定委員会において事前審査を行い、以降の審査の対象とする事業者を4者選定する。提案者が4者以下の場合は、事前審査は行わない。

ア 実施日時

令和4年6月27日(月)から令和4年6月30日(木)まで。

イ 実施方法

別紙2「事前審査評価項目」の基準に基づき、選定委員会にて審査を実施する。 審査配点は、提案書(80点)+見積金額(20点)の合計100点満点とする。 得点が同一の者がいた場合は、「「実績」(類似業務実績調書)の【定量的評価】」の高い者を上位とする。「「実績」(類似業務実績調書)の【定量的評価】」で決定できない場合は、「「配置人員」(業務従事者調書)の【定量的評価】」の高い者を上位とする。それでも決定できない場合は、最終的に「見積金

額」に記載の価格の低い者を上位とする。

なお、事前審査の評価点は本審査に持ち越さず、本審査は別紙3「審査評価項目」の基準に基づき、選定委員会にて評価する。

ウ発表方法

事前審査の有無又は選定結果は、令和4年7月4日(月)午後5時までに電子 メールにより通知し、その後書面による通知も行う。なお、審査結果については、 契約交渉の相手方を決定し、契約を締結した後に、吹田市ホームページ上でも公 表する。

エ 事前審査にて選定されなかった者についての取扱い

事前審査にて選定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面を提

出することにより説明を求めることができる。

(ア) 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送するものとする。

(イ) 提出期間

令和4年7月5日(火)午前9時30分から令和4年7月11日(月)午後5時まで(土日祝日は除く)。なお、持参する場合は、市の執務時間中の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。ただし、郵送の場合は令和4年7月11日(月)必着とし、記録が残る方法で送付すること。

(ウ) 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

(エ) 回答方法及び回答日

説明を求められた場合には、求めた者に対して、令和4年7月13日(水)頃(発送日)に書面の郵送により回答する。

(9) 提出書類審査

(8)の結果、審査対象とする事業者について、選定委員会は提出された提案書類により、 別紙3「審査評価項目」のとおり審査を実施する。

(10) プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のと おり実施する。

ア 実施日時(予定)

令和4年7月1日(金)から令和4年7月12日(火)まで ※具体的な実施日時及び実施場所は後日、個別に電子メールにて通知する。

イ 時間配分

各者25分(プレゼンテーション10分、ヒアリング15分) なお、都合により変更する場合がある。

ウ実施方法

プレゼンテーションは、イの時間の範囲内で、提案内容の可視化手法やプロジェクトの進め方などについて、特筆すべき点、補足すべき点などの説明を行うこととする。ヒアリングは、プレゼンテーション実施後に、本市から質問を行うので、それに対する回答を行うこと。出席可能人数は5名までとする。

エ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用の資料を用いる場合は、提案書の内容に沿ったものとする。 また、資料の電子媒体をプレゼンテーション前日午後5時までに提案募集事務局に 電子メールにて提出すること。当日、紙媒体を使用する場合は、提案者にて10部 準備すること。

オ プレゼンテーション用機材

プレゼンテーション用機材のうち、スクリーンは本市にて用意する。プロジェクタ及びパソコンは提案者にて用意すること。詳細は事前審査の有無又は結果を通知する際に併せて通知する。

(11) 事業者選定及び発表の方法

ア 審査評価

選定委員会において、別紙3「審査評価項目」の基準に基づき審査を実施する。 各委員の審査配点は、提案書(320点)+見積金額(40点)+プレゼンテーション・ヒアリング(40点)の合計400点満点とする。

イ 最低基準点

別紙3「審査評価項目」の基準に基づき審査を実施する際には、最低基準点を設定する。最低基準点は、以下のいずれの要件も満たすものとする。

- (ア) 審査評価項目のうち見積金額を除く各委員の評価点(別紙3「審査評価項目」に 基づき採点した点数の合計点)の総合計点の5割(900点)を超えていること。
- (4) 別紙3「審査評価項目」の企画・技術提案に関する項目のうち審査項目2~8に おいて、いずれの委員からも最低評価点(0点)の審査評価を受けていないこと。

ウ選定方法

- (ア) 最低基準点を上回る事業者を選定対象とする。
- (4) 選定対象の事業者を委員ごとに評価点により順位付けを行う。
- (ウ) 1位と順位付けした委員数が多い者から上位として、最終的な順位付けを行い、 第1順位の者を最優秀提案事業者に決定する。なお、1位と順位付けした委員数 で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が 多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合 は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい 者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委 員による合議又は多数決により決定する。
- (エ) 第2順位以降の者についても、(ウ)の選定方法により順位付けを行う。

工 発表方法

- (ア) 選定結果は、令和4年7月15日(金)午後5時までに電子メールにより通知し、 その後書面による通知も行う。
- (4) 契約交渉の相手方を決定し、契約を締結した後に、次に掲げる事項をホームページ上にて公表するものとする。なお、応募が2者の場合はbについては公表しない。
 - a 契約候補者名並びにその提案金額と評価点
 - b 全提案事業者の名称(申込順)
 - c 全提案事業者の評価点(最終順位順。選定事業者以外は事業者名を記号(アルファベット)表示)
 - d 審査項目、基準及び配点
 - e プロポーザル選定委員会委員の役職名
 - f プロポーザル選定委員会の会議録の概要

g その他、委員長が必要と認める事項

オ 契約候補者として決定されなかった参加者についての取扱い

契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面 を提出することにより説明を求めることができる。

(7) 提出方法

任意の様式による書面を持参又は郵送するものとする。

(4) 提出期間

令和4年7月19日(火)午前9時30分から令和4年7月22日(金)午後5時まで(土日祝日は除く)。なお、持参する場合は、市の執務時間中の午前9時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時までのみ受け付ける。ただし、郵送の場合は、令和4年7月22日(金)必着とし、記録が残る方法で送付すること。

(ウ) 提出場所

提案募集事務局(住所:吹田市泉町1-3-40 吹田市児童部子育て政策室)

(エ) 回答方法及び回答日

説明を求められた場合には、求めた者に対して、令和4年7月26日(火)頃(発送日)に書面の郵送により回答する。

(12) その他

- ア 本プロポーザルに参加する者は、本募集要項、別紙1「吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務に関する調達仕様書」等を遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- イ 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、本募集要項の内容に ついて、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ウ 本プロポーザルに参加する者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、契約候補者となった場合、速やかに、同資格者名簿登載者と同等程度の資格を有すると証する以下の書類を提出すること。
 - (ア) 履歴(現在)事項全部証明書(写し可)
 - (イ) 印鑑証明書(写し可)
 - (ウ) 納税証明書「法人税・消費税」(その3の3) (写し可)
- エ 書類の提出については、質問の提出を除き持参又は郵送によることとする。
- オ 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- カ 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- キ 契約金額は、原則として見積書の金額とするが、消費税率の変更等、修正の必要が 発生した場合は契約変更を実施する予定である。詳細は契約締結の際に本市と契約候 補者とで協議のうえ決定する。
- ク 企業連合体による提案は、1者による提案と同様の扱いとする。

6 提出書類

(1) 提出書類一覧

資料2【提案募集関係提出書類一覧】の「書類区分」欄のとおり書類を提出すること。なお、様式番号を指示する書類については、本市が提供する書類様式に基づき提出すること。

(2) 業務従事者調書について

2(1)キを満たしていることが分かる実績を記載すること。なお、記載した資格を証明する書類を合わせて提出すること。

(3) 類似業務実績調書について

公示日の前日から過去5年間の間に、官公庁(国、都道府県、人口概ね30万人以上の市又は特別区)と直接契約した本業務の類似業務の完了実績を、以下の点を踏まえ、記載すること。

- ア 記載した実績を証明する書類(契約書の写し等)を合わせて提出すること。
- イ 対象の実績は、以下の2つのポイントに合致する実績を優先して記載すること。
 - (ア) 直近の実績
 - (イ) 本業務の内容・特性により近い実績
- ウ 本調書に記載の類似業務実績のうち、2(1)力を満たす実績を記載すること。

(4) 提案書類作成について

ア 提案書類の拘束力

選定された提案書類の記載事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定している。提案を求めている部分について業務委託仕様として採用するかどうかは、契約候補者選定後、協議のうえ決定する。ただし、提案書類に記載したものは、すべて見積書に記載する金額に含めること。

イ 提案書類の著作権

提出された提案書類の著作権は、提案の採否に関わらず、提案者に帰属する。

ウ 提案書の作成

提案書は、別紙1「吹田市保育幼稚園室業務改善に係る業務プロセス可視化等支援業務に関する調達仕様書」に基づき、別紙3「審査評価項目」に記載する内容について、「審査評価項目」の順に作成すること。なお、企業連合体の場合には、提案書に、とりまとめを行う代表となる構成員及びその他の構成員が担当する範囲について、その関係性がわかるように記載し、構成員間の体制についても記載すること。ただし、企業名は記載せず、記号等の手段により表現すること。

提案書はA4判縦、片面換算で100ページ以内(表紙・目次等は含まない。) とし、両面印刷で作成すること。なお、視認性の観点から一部のページでA3判 (縦横問わない。)を用いることは問題ない。本市が様式として示すファイルは様 式のファイル形式で作成し、様式を自由とする他のファイルについては、Microsoft Office 形式若しくは PDF 形式で作成すること。

エ その他の注意事項

- (ア) 提案書類には社名やロゴマークを記載しないこと。なお、本市が指定する一部の 提案書(提出部数1部としている提案書)のみ、企業名を入れること。
- (イ) 目次を付し、適宜ページ番号をふること。
- (ウ) 横書きで記述すること。
- (エ) 鉛筆書きによる提案書類は認めない。

(5) 見積書作成について

本業務にかかる費用を、様式6「見積書」に記載し、提出すること。

7 提案審査に関する事項

(1) 提案の審査機関

応募のあった提案の審査については、別紙2「事前審査評価項目」及び、別紙3 「審査評価項目」の基準及び配点に基づき選定委員会が行い、最優秀提案事業者は選 定委員会において選定する。

(2) 提案の審査方法

- ア 最優秀提案事業者は、5回ウに記載した方式で審査し、決定する。
- イ 参加資格を有する提案事業者が5者以上の場合、別紙2「事前審査評価項目」に基 づき事前審査をすることがあるため、留意すること。
- ウ 提案事業者が1者のみの場合であっても、2者以上の場合と同様に提案審査を実施する。ただし、5(11)イに掲げる最低基準点を満たした者でなければ、最優秀提案事業者になることはできない。
- エ 提案者がない場合及び最優秀提案事業者が決定しなかった場合(5(11)イに掲げる最低基準点を満たした者がいないなど)は、本プロポーザルを中止する。再度本プロポーザルを実施するかどうかは選定委員会にて決定する。

(3) 契約候補者との契約が不可能となった場合の措置

事故等の特別な事由により、契約候補者となった者との契約が不可能となった場合においては、選定対象者の中で、次点の者から順次繰り上げて契約候補者とする。

(4) その他

その他選定に必要な事項は、内規で定める。

8 契約

- (1) 契約保証金については、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)第113 条第2項第2号の規定により契約金額の100分の5以上とする。ただし、同規則第1 13条第3項の規定に該当する場合は、減額する場合がある。
- (2) 契約金額は、原則として見積書の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とするが、修正の必要が発生した場合は契約変更を実施する予定である。詳細は契約締結の際に本市と契約候補者とで協議のうえ決定する。

資料1【提案募集日程表】

内容	期日
募集要項交付期間	令和4年5月23日(月)午前9時30分から 令和4年6月10日(金)午後5時まで
質問受付期間	令和4年5月23日(月)午前9時30分から 令和4年6月6日(月)午後5時まで
質問回答日	令和4年6月8日(水)午後5時まで
参加表明、資格審査書類 提出期間	令和4年5月27日(金)午前9時30分から 令和4年6月10日(金)午後5時まで
参加資格審査結果通知	令和4年6月14日(火)午後5時まで
提案書類の提出期間	令和4年6月20日(月)午前9時30分から 令和4年6月27日(月)午後5時まで
事前審査(必要な場合)	令和4年6月27日(月)から 令和4年6月30日(木)まで
事前審査結果通知	令和4年7月4日(月)午後5時まで
書類審査	令和4年6月27日(月)から 令和4年7月12日(火)まで
プレゼンテーション及びヒアリ ング (予定)	令和4年7月1日(金)から 令和4年7月12日(火)まで
選定結果通知	令和4年7月15日(金)午後5時まで

資料2【提案募集関係提出書類一覧】

資料 2	【提案募集関係提出書	現 見』			
書類 区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備老	2
	参加表明書	様式1			
	会社概要プロジェクト体制	様式2	1 部	企業連合体の場合 は、参加するすべて の構成員分提出する こと。	同一の者から提 出されたものが 分かるように綴 っておくこと。
参	図	$\sim 3-2$			
加表明、	業務従事者調書	様式4-1 ~4-3		プロジェクト責任者 用、プロジェクトリ ーダー用及びプロジ ェクトメンバー用	
資格審査書類	類似業務実績調書	様式5		実績を証明する書類 (契約書の写し等) も合わせて提出する こと。	
	セキュリティ認証 の写し			ISO27001認 証又はプライバシー マーク認証の写し 企業連合体の場合 は、参加するすべて の構成員分提出する こと。	
	提案書		1部	A 4 判縦 表紙に企業名を入れ たもの 片面換算で100ペ ージ以内	
	プロジェクト体制図	様式3-1 ~3-2			
提安	業務従事者調書	様式4-1 ~4-3		プロジェクト責任者 用、プロジェクトリ ーダー用及びプロジ ェクトメンバー用	同一の者から提 出されたものが 分かるように綴 っておくこと。
提案書類	類似業務実績調書	様式5		実績を証明する書類 (契約書の写し等)も 合わせて提出するこ と。	
	見積書	様式6		A4判縦	
	「提案書」から 「見積書」までの 電子データ			CD-R又はDVD- 提案書は、企業名を 名を入れないものの 納すること。	入れたもの、企業
	提案書		7 部	A 4 判縦 企業名を入れないもの	D。

書類区分	提出書類名	様式 番号	提出 部数	備考
				片面換算で100ページ以内
ション書類	プレゼンテーショ ン用資料		10部	(作成は任意) A4判 企業名を入れないもの。 ※プレゼンテーション資料を作成する 場合は電子媒体での提出を必須とす る。
質問書類	質問書	様式7	1 部	質問がある場合のみ電子メールで提出のこと。
辞退書類	提案辞退届	様式8	1 部	辞退をする場合のみ速やかに提出のこと。